

令和4年度

試験名：編入学試験

【社会・国際学群社会学類法学主専攻】

区分	標準的な解答例又は出題意図
専門科目	<p>(問題1・私法)</p> <p>問1</p> <ul style="list-style-type: none">・基本的な法律用語について、正確な知識を有しているかを確認する。・正解例については、下記のとおり。 <p>(1) 権利能力の主体となる存在。現行日本法では、自然人は出生によって人となり、一定の目的をもった団体等は、法律上所定の手続を経て人(法人)となる。</p> <p>(2) 複数人の死亡の前後関係が判明しない場合、反対の証明がない限り同時に死亡したものとして取り扱うこと。推定相続人相互間では、同時死亡の場合には互いに相続が発生しない等の効果がある。</p> <p>(3) 生ずるか否かが確実でない事実に法律効果を係らしめる場合における当該事実。成就によって法律効果が生ずる「停止条件」と成就によって法律効果が消滅する「解除条件」等がある。</p> <p>(4) 地役権により他人の土地(承役地)を利用することによって効用が生ずる地役権者自身の土地。</p> <p>(5) 共同所有形態のうち、各自の持分が法律上観念できず、対象物の利用等についても当該共同所有目的により制限が課されるもの。入会地における共同所有形態等が典型とされる。</p> <p>(6) 一般の債権よりも先に対象財産から弁済を受けることを法律上認められた権利。債務者の全財産に対する関係での権利である一般の先取特権と、特定の財産に対する関係で特定の目的の債権に認められる特別の先取特権とがある。</p> <p>(7) 債権の目的、内容、当事者等について変更するため、一旦債権関係を終了させ、新たな目的、内容、当事者等について債権を成立させること。なお、一般用語においては、年俸型契約関係についての契約の改訂、更新等を指す場合もある。</p> <p>(8) 法律行為でない事項について、事務の委託を行うこと。法律行為でない点で委任と区別され、仕事の完成を必要としない点で請負と異なる。</p> <p>(9) 6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族。民事刑事双方について、他人と比べて特別の法律関係となることが規定されている場合がある。</p> <p>(10) 実親との親族関係を終了させる形態の養子関係。当事者や養子縁組の成立に関して、普通養子と比べて種々の制限が課せられている。</p> <p>問2</p> <ul style="list-style-type: none">・不法行為に関する現状の問題点を正確に認識し、現行法の規定の理解と共に、将来における立法の方向性をも考えさせることによって、法律学の学習において必要となる論理性やバランス感覚を図る。・採点においては、下記の点が議論されているか、かかる議論において自己と異なる議論に対する応答、反論ないし説得がどの程度なされているかによって、0点から30点の範囲で評価する。なお、正解例は単一のものとはならないため、具体例を提示することは差し控える。 <p>(甲) 小学生については、一般的に責任能力がないと考えられるため、民法714条により、保護者が監督者としての責任を負う可能性が一般的にあること。</p> <p>(乙) しかしながら、学校は、保護者に対してその養育する子を学校に通学させることを義務として求めているため、学校内における子の不法行為に関しては、家庭内での養育が必要な範囲で行われている限り、民法714条の適用による監督者としての責任は生じないとする最高裁判例があること。</p> <p>(丙) 下級審裁判例においては、保護者の責任を認めたものと認めなかったものとが混在しており、保護者の責任は不法行為の具体的な状況のほか、子に対する保護者の養育の状況、さらには子が何らかの疾病等に罹患している可能性及びそれに対する</p>

る保護者の医療機関等への受診、相談、検査依頼等の有無その他の状況によって左右されること(具体的な裁判例を挙げる必要ではなく、抽象論で足りる)。

(木) 学校内における監督者としての学校の責任との関係でも、保護者の責任の成否及び程度の判断は左右されうこと(同前)。

(木) 学校が、制度として保護者から子を分離させて集団行動をさせるものである以上、本問のような状況は一般的に生ずることが予測されるため、具体的に生じた被害等については、保険等の活用による損害填補が有効であると考えられること。

* 本問題については、問1、問2とも、他者の著作物は利用していない。

(問題2・公法)

1.

本問は、いわゆる方法の錯誤(打撃の錯誤)の処理が問われている事例である。Bの死亡結果についても故意を認め、Bに対する殺人罪を成立させる法定的符合説と、Bの死については故意を認めることができず、過失致死罪しか成立しないとする具体的符合説があり、どちらの見解を採用すべきかが問われている。さらに、法定的符合説を採用する場合は、故意の個数も問題となる。方法の錯誤の処理は、故意論の基本的な問題であり、本問は、刑法総論の基礎知識を問うものである。

2.

犯罪は通常、ピストルを撃つというように、何かを行うことで実現されるが、期待されることをしないで実現されることもある。例えば、乳幼児にミルクを与えない場合がこれに該当する。これは「不作為犯」と呼ばれており、不作為犯が成立するのは、「保障人」が不作為を行った場合のみであるとされている。

いかなる場合に保障人的地位が認められるかについては、争いがある。学説としては、法令・契約・条理によって保障人的地位が発生するとする見解や、先行行為・排他的支配・保護の引き受けに注目する見解などが主張されている。本問においては、どのような立場に立脚すべきか、また、立場によって結論がどのように変わるのかを意識しながら論述することが求められている。

以上。

令和4年度

試験名：編入学試験

【社会・国際学群社会学類法学主専攻】

区分	標準的な解答例又は出題意図
外国語	<p>問題文は、著名な憲法学者・行政法学者 C・サンスティーンによる、パトナリズムをめぐる論点に関する文章である。公共的知識人が現代的争点について論じる書評誌『New York Review of Books』から抜粋した。一般向けであるため、英文は誤読の余地がなく受験生の基礎的英語力が明白となる。また学際的な社会学類において、法学主専攻への入学を希望するのであれば、現代的争点について関心を持ち、規範的争点について思考していることが期待される。そこで、J・S・ミルの「危害原理」をめぐる論点から、規範的主張と立法の関係まで、平明な英語で論じる文章を問題文とした。</p> <p>問 1 は、問題文と関係する法的思考能力を問うものである。問題文を読んだ上で、自説を開陳するのであるから、個々のケースに即した思考能力を問うとともに、受験生がリーガリズムに陥らず自ら思考する態度をもってきたかを問うものもある。したがって、法学主専攻入学生が身につけることを目指すリーガルマインドを、受験生自身が身につけようとしているかを問うものである。</p> <p>問 2 は、指定された英文の全訳である。指定部分では、公務員 (public officials) など、知らなければ受験者の決定的な知識欠落が明らかとなるような、法学と関わる用語が用いられる。同時に、平易だが幾分古式なミルの英語を訳出する仕方で、文章に対する理解度が明白となる。その他、as likely as not (おそらく…だろう)といった、幾分訳しにくい表現もあるが、こうした表現をいかに訳すかで、受験者の文意理解力も把握できる。その意味で、基礎的な英語力および論旨把握に関する英語力を問う問題である。</p> <p>問 3 は、ミルに対する批判を受験生が説明できるかを問うている。その後の 2 つの段落における説明を読めば回答は容易である。その意味で、英語で文章を読み自分の言葉でそれを説明する能力を問う問題である。</p> <p>問 4 は、問題文における基本的概念「現在バイアス」について問題文にはない具体例を挙げさせる問題である。問題文においては「現在バイアス」の定義も明晰に示されるのであるから、それを理解できていれば回答は容易である。その意味で、問題文中の簡単な説明が理解できているか、それを自ら応用できるかを問う、英文の基礎的理解力を問う問題である。</p>